

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
リベリア	リベリア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	1,100,000千円 -----	H23.3.8 モンロビ アで (同日)	日本側 片上慶一在リベリア大使 リベリア側 トーガ・ジェイウエア・マツキンツ シユ外務大臣	H23.3.25 97号
リベリア	食糧援助に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	1,000,000千円 H23.3.31まで	H23.3.8 モンロビ アで (同日)	日本側 片上慶一在リベリア大使 リベリア側 トーガ・ジェイウエア・マツキンツ シユ外務大臣	H23.3.28 103号
リベリア	食糧援助に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	540,000千円 H24.3.31まで	H23.11.14 モンロビ アで (同日)	日本側 二階尚人在リベリア大使 リベリア側 トーガ・ジェイウエア・マツキンツ シユ外務大臣	H23.12.1 381号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。